

府科事第1177号
令和5年10月19日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可に
ついて（答申）

令和5年9月20日付け原規規発第23092011号をもって意見照会の
あった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
第44条の4第3項において準用する同法第44条の2第1項第1号に規定す
る基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

日本原燃株式会社再処理事業所の再処理事業変更許可申請書に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条の2第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・申請者は、引き続き従来どおり、原子力基本法（昭和30年法律第186号）にのっとり、厳に平和利用に限り再処理事業を行うとしていること
- ・申請者は、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（平成30年7月原子力委員会決定）を踏まえ再処理事業を行うとしていること
- ・申請者が行う再処理事業については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）に基づき、経済産業大臣により設立の認可を受けた使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）が行う業務の一部が委託されるものであり、機構と申請者は現に使用済燃料再処理役務委託契約（以下「役務契約」という。）を締結しており、申請者は同契約に基づき再処理事業を行うとしていること
- ・申請者は、使用済燃料から分離されたウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物は原子炉の燃料として平和の目的に限り利用するために、機構との役務契約に基づき特定実用発電用原子炉設置者に引き渡すとしていること

等の諸点については、その妥当性が確認されている。

なお、使用済燃料再処理等実施中期計画については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律に対する附帯決議を踏まえて原子力委員会が意見を述べることをしている。

以上に加えて、我が国では当該再処理施設も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

原規規発第 23092011 号
令和 5 年 9 月 20 日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可に
関する意見の聴取について

上記の件について、令和 4 年 1 月 12 日付け 2021 再計発第 286 号 (令和 5 年 6 月 29 日付け 2023 再計発第 87 号及び令和 5 年 8 月 2 日付け 2023 再計発第 132 号をもって一部補正) をもって、日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 166 号) 第 44 条の 4 第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同条第 3 項において準用する同法第 44 条の 2 第 1 項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第 44 条の 4 第 3 項において準用する同法第 44 条の 2 第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり同条第 1 項第 1 号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

(別紙)

日本原燃株式会社再処理事業所再処理事業変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和4年1月12日付け2021再計発第286号（令和5年6月29日付け2023再計発第87号及び令和5年8月2日付け2023再計発第132号をもって一部補正）をもって、日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第44条の4第1項の規定に基づき提出された再処理事業所再処理事業変更許可申請書に対する同条第3項において準用する法第44条の2第1項第1号に規定する基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、引き続き従来どおり、以下のことから、再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

- ・申請者は、原子力基本法（昭和30年法律第186号）にのっとり、厳に平和利用に限り再処理事業を行うとしていること。
- ・申請者は、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（平成30年7月原子力委員会決定）を踏まえ再処理事業を行うとしていること。
- ・申請者が行う再処理事業については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成17年法律第48号）に基づき、経済産業大臣により設立の認可を受けた使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）が行う業務の一部が委託されるものであり、機構と申請者は現に使用済燃料再処理役務委託契約（以下「役務契約」という。）を締結しており、申請者は役務契約に基づき再処理事業を行うとしていること。なお、機構は、業務開始に際して、使用済燃料再処理等実施中期計画を定め、経済産業大臣の認可を受けることとされ、経済産業大臣は、同計画の認可にあたり原子力委員会の意見を聴くこととされているところ、同計画は既に認可されている。
- ・申請者は、使用済燃料から分離されたウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物は原子炉の燃料として平和の目的に限り利用するために、機構との役務契約に基づき特定実用発電用原子炉設置者に引渡すとしていること。